

令和8年度上野小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「十日町市立上野小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。この学校基本方針は年度ごとに見直しを図り、内容を充実させるとともに、学校の現状に即したものにする。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）

② いじめの類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止 児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組につ

- いて定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
 - ⑤保護者・地域住民に、学校の内じめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①道徳教育の充実
- ②人権教育、同和教育の充実
- ③分かる授業づくり、児童が参加・活躍できる授業の工夫
- ④全校道徳の実施
- ⑤社会性の育成
 - ア 全校縦割り班による異学年交流
 - イ 生活科・総合的な学習を通じた地域交流
 - ウ 地域行事への参加やクラブ活動等における発表活動
- ⑥中1ギャップ解消の取り組み
 - ア 川西教職員協議会「心の部会」における情報交換
 - イ 小中交流会、小小交流会の実施
- ⑦職員間の連携・情報交換
 - ア 毎週の終会での情報交換会
 - イ 管理職、生活指導主任、担任が一体となった行動連携や情報の共有化

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①定期的なアンケート
 - ・学校生活ミニアンケートを隔週で実施する。
- ②いじめ相談体制
 - ・年に2回教育相談を実施する。
 - ・児童及び保護者の相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
 - ・市教育センター相談員等の相談できる方と直接的な連携を図る。
- ③いじめの防止等の対策のための教職員の資質向上
 - いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置

- ①設置の目的
 - ・法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織(以下「組織」という)として「いじめ防止委員会〈スマイル委員会〉」を設置する。
- ②構成員
 - ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、この他必要に応じて自校の教職員や外部関係者
- ③役割
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
 - ・いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録共有。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- ④取組
 - ・いじめの早期発見に関すること(日常の観察、アンケート、教育相談、情報等)

- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・いじめの発生時の対応に関すること。
- ・会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(4) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への事実関係の報告、助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、全校集会等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会との連携及び所轄の警察署への相談・通告を行い連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

- 市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
 - 警察機関へ速やかに通報し、連携して対応にあたる。
- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 事実関係を明確にするため、「組織による調査」を実施する。

- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ いじめを行った児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- オ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- カ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3)その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童の情報交換 ○小中一貫教育の推進 ○スマイル委員会の開催	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実(通年) ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○小中一貫教育の活動の充実、あいさつ運動、異学年交流(通年)	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○いじめ防止対策の説明と広報 ○学校と連携した小中一貫教育の推進(通年) ○あいさつ運動(通年) ○PTA活動の充実(通年) ○授業参観、学年懇談会 ○個別懇談会
5	○児童の情報交換	○運動会(社会性育成の視点)	○運動会
6	○児童の情報交換	○全校遠足(社会性育成) ○教育相談	○学校評価保護者アンケート
7	○学校評価(前期) ○児童の情報交換	○合同修学旅行、なかよし集会 ○1学期のふりかえり	○授業参観、学年懇談会
8	○生徒指導研修	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成
9	○児童の情報交換 ○学校評価説明会(前期)	○中学校体育祭 ○自然教室 ○ふれあい交流会(社会性育成)	○学校評価説明会(前期) ○授業参観
10	○生徒指導研修 ○児童の情報交換	○学習発表会	○学習発表会
11	○児童の情報交換	○音楽交歓会 ○教育相談 ○いじめ見逃しゼロ集会 ○親善陸上大会	○学校評価保護者アンケート
12	○学校評価(後期) ○生徒指導研修 ○児童の情報交換	○全校道徳 ○2学期のふりかえり	○個別懇談会
1	○児童の情報交換	○家庭・地域での活動の充実 ○親善スキー大会	○家庭・地域での健全育成 ○親善スキー大会への支援
2	○児童の情報交換	○雪に親しむ活動 ○卒業・進級に向けた取組	○雪に親しむ活動
3	○学校評価説明会(後期) ○児童の情報交換	○年度のふりかえり ○卒業式	○授業参観、学年懇談会 ○卒業式 ○入学説明会

※年間を通じて、「生活ミニアンケート」を実施する。

いじめ対応マニュアル【いじめの訴えがあった場合】

